



追 約 書

令和 年 月 日

全宅住宅ローン株式会社 御中

債 務 者	住所	実印
	氏名	
連 帯 債 務 者	住所	実印
	氏名	

債務者（連帯債務の場合は、債務者全員をいいます。以下同じ。）は、令和 年 月 日をもって債務者と貴機関との間で金銭消費貸借契約（以下「原契約」といいます。）を締結するに当たり、原契約と一体をなすものとして以下の条項のとおり追約し、この証書1通を作成し貴機関に差し入れます。

[規 定]

（担保保存義務等）

- 1 抵当権設定者は、貸主がその都合によって他の担保を変更し、若しくは解除し、又は連帯債務者がある場合の債務者の一人についてその債務の一部若しくは全部を免除し、若しくは放棄することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。
- 2 連帯債務者がある場合の債務者は、貸主がその都合によって他の債務者の一人についてその債務の一部又は全部を免除し、若しくは放棄することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。
- 3 連帯債務者がある場合の債務者は、他の債務者の一人についてその債務の一部又は全部について時効が完成することがあっても、これによる免責を主張しないものとします。
- 4 連帯債務者がある場合に貸主が債務者の一人に対して行った履行の請求は、他の債務者に対しても、その効力が生じるものとします。
- 5 連帯債務者がある場合の債務者の一人又は抵当権設定者が債務の一部を弁済した場合においては、代位によって貸主又は貸主から債権譲渡を受けた者から取得した権利は、貸主又は貸主から債権譲渡を受けた者に対するこの契約に基づく債務が存在する限り、貸主の同意がなければこれを行使できないものとします。

以 上